

指定給水工事事業者制度とは、水道法により給水装置の構造及び材質が政令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者を「指定」する制度をいいます。

(令和元年10月1日より水道法の一部が改正されたことに伴い、有効期間が従来の無期限から5年間となりました。)

チェック欄

## 更新時に提出する申請書類

- |  |                          |
|--|--------------------------|
| ① 指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1号)  | <input type="checkbox"/> |
| ② 機械器具調書(別紙)   | <input type="checkbox"/> |
| ③ 誓約書(様式第2号)   | <input type="checkbox"/> |
| ④ 給水装置工事主任技術者選任解任・届出書(様式第3号)及び<br>給水装置工事事業者主任技術者免状の写し              | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 法人にあっては、定款(コピー)、登記簿の謄本(原本)(3ヶ月以内のもの)<br>個人にあっては、住民票の写し(3ヶ月以内のもの) | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ 事業所の案内図(所在地のわかる地図)   | <input type="checkbox"/> |
| ⑦ <u>指定状況届出書</u><br><u>添付「指定給水装置工事事業者既存指定の指定書」の写し</u>              | <input type="checkbox"/> |
| ⑧ 連絡先電話番号及びFAX番号   | <input type="checkbox"/> |
| ⑨ 新規登録手数料 10,000円  | <input type="checkbox"/> |

※ 各提出書類一覧をチェックし書類に不備がないようお願いいたします。

## 提出先

〒300-0504

茨城県稻敷市江戸崎甲4615

稻敷市上下水道お客様センター